

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年11月11日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会11月総会

開催日時 令和6年11月11日（月）午前10時00分から10時45分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（8番委員、1番委員）

日程

1. 議案第 18号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
2. 議案第 19号 非農地証明願について

出席委員（7名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
8番 井 野 みゆき 委員	

欠席委員（1名）

7番 甲 斐 義 隆 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

皆さんおはようございます。

ただ今から令和6年11月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は7番甲斐委員から欠席の連絡がありました。

続きまして本日の会議録署名委員を8番井野委員、1番藤堂委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

議案第18号 基盤強化法等改正法附則第5条

(農用地利用集積計画の公告)

それでは、議案に移ってまいります。

1. 議案第18号 基盤強化法等改正法附則第5条(農用地利用集積計画の公告)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

【議案第18号 基盤強化法等改正法附則第5条

(農用地利用集積計画の公告)について詳細に説明】

申請番号 06-18 (所在) 中原〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,324㎡。同じく〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,305㎡の内983㎡。合計、田2筆 2,307㎡。(利用権) につきましては賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇・〇〇〇〇 代表申請者 〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) 水稻。(借賃) 全筆で3万円となっております。(期間) は令和6年12月1日から令和16年11月30日。新規設定となっております。

次のページをお願いいたします。2ページです

(申請番号) 06-19 (所在) 満願寺〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 600㎡。合計、田1筆 600㎡。(利用権) は賃貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇 代表相続人 〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) 水稻。(借賃) 全筆で3千円です。(期間) は令和6年12月1日から令和11年11月30日です。再設定です。

(申請番号) 06-20 (所在) 中原〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 515㎡。同じく〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,540㎡。合計、田2筆 2,055㎡。(利用権) につきましては使用貸借権。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) 牧草。(期間) は令和6年12月1日から令和11年11月30日。再設定となっております。

次のページをお願いいたします。3ページです

(申請番号) 06-21 (所在) 赤馬場〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 3,363㎡。計、田1筆の3,363㎡。(利用権) につきましては賃貸借権です。(貸付人) 熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県

阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的)につきましては水稲。(借賃)につきましては10アール当たり60kgとなっております。(期間)は令和7年1月1日から令和11年12月31日まで。再設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(○推進委員手をあげる)

○委員からどうぞ。

〇〇推進委員

はい。申請番号の06-18ですが、面積2,305の内の983㎡とありますが残りはどうなるのかということと、田2筆2,307と併せて下を書いてありますが、僕が見るとこういう表示は僕は無駄じゃないかと、二つ書く必要はないと思いますよ。

それともう一つ、06-21の〇〇〇〇さん経営面積が23㎡ですが、23㎡くらいでこの様な狭いところがなんで自作地になっているんでしょうか。事務局にお尋ねします。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず06-18につきましては、2,305㎡の内の983㎡、こちらは農地の状態が特殊でして、イメージとしましては2枚の農地があります。筆がですね農地にまたがっているというイメージになります。なので、農地が一筆ある内の半分が一枚の田になっているんですけど、あと半分が別の田になっているのが一筆として登記されているので、ちょっとこういうややこしい内容になっておりまして、イメージとしましてはこの内の983㎡は〇〇さんが作られます。残りの筆は別の方が作っておりますのでこの場に標記はしていないというかたちになります。様式の田2筆、計2筆の重複しているところですかね。様式につきましては、これは様式として出力されてしまうところではございますので、すみませんがご了承いただけると助かります。

最後の06-21の〇〇〇〇さんの自作の23㎡につきましては、自作とは書いてあるんですけど、それイコール所有権として持っている農地になります。自作は〇〇〇〇さんが自分の農地として所有権を持っているところですので、この23㎡がどこの農地か分からないんですけど23㎡の農地を持っています、という考え方になります。

以上です。

〇〇推進委員

はい。分かりましたが06-18については今言った理由とかを備考覧にでも書いておけば私は質問する理由はなかったと思いますけど、残りの分は農地転用が必要なのかどうかの説明はありますか。

以上。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

杉委員からの要望につきましては備考の方に書くかどうかということは善処したいと思います。それと残りの筆の転用をどうかということに関しましては、おそらく以前

の総会で、何年前か分からないですけど、そこで残りの農地を農地法３条での貸付けや
ら利用権設定みたいな貸借で通されてから契約をされているものかとは思いますが、
今すぐに残りの筆をどうのこうのするところではない形にはなります。

以上です。

〇〇推進委員

それでは前の分を事務局は調べてないということですね。そうですか。

〇事務局

はい。事務局より回答させていただきます。

残りの筆に関しましては今回の議案の情報として審議するところの範囲ではござい
ませんので、すみません。そちらに関しては事務局のほうは事前に調べてはおりませ
ん。必要ありましたら後日調べてから〇委員に回答したいと思いますのでよろしくお
願います。

〇〇推進委員

はい。それとこれは全体的なことなんですけど、いつも議案をですね持ち帰りできず
に提出となっておりますが、私は前後の関わり合いですね、この前の農地管理公社があ
って次の回で出ると、そういう流れをつかむためにも、まあ返すのは構いませんが、そ
れぞれの委員さんごとにファイルでも作ってですね、この場で前の前後のやつが見ら
れるような体制は取れないでしょうか。事務局に回答をお願いします。

〇会長

事務局よろしいですか。

〇事務局

はい。議案を回収する理由としましては勿論今〇委員がおっしゃられたとおりを含
めてですね、個人情報がかかり詰まっている内容ではございますので、これは個人情報
の観点から事務局が回収して最後はシュレッダーにかけているところではあります。
過去の農業委員会の歴を見たい場合は、必要ありましたら議事録若しくは農業委員の
ほうでご要望がありましたら個別に準備とかは出来ますのでまたその時にご相談をい
ただければと思います。

〇〇推進委員

はい。何か事務局で前のを見ろ見ろといいますが、私は日銭を稼ぐ身でありまして、
備考覧がこれだけあれば備考覧に何月何日に審議済とかそういうのをちょっと書いて
もらえば、その書類見る必要ないんじゃないでしょうか。事務局お願いします。

〇会長

事務局からよろしいですか。

〇事務局

はい。要件にもよりけりかとは思いますが、一応議案に載せるものとしましては、議
案上審議が必要な情報を載せているところではあります。委員さんからそういうふう
にこの情報を載せて欲しいとかこの情報は審議で備考に載せる必要があるのではない
か、というふうなご要望がありましたら、随時そちらをお聞きしてですね、記載は検討
したいと思いますのでよろしくお願いします。

〇〇推進委員

今シュレッダーにかけるということであればシュレッダーでいずれそうなることで
あればですね、ある程度暴露しても良いんじゃないかと私は思いますけど。
私は前後のつながりが不透明で勘違いとかするものですから、まあ要望です。

〇事務局

今の〇委員の要望に関しましては、農業委員会の事務局内で検討してから、改めて議
案にどのように反映するかどうかというところを善処したいかと思しますので、よろ
しくお願いします。

〇会長

（１番委員手をあげる）

○1番委員

はい。1番藤堂委員からどうぞ。

申請番号06-20について、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの貸借についてですけど、これは借賃のところがマイナスというか何も記載がないんですけど、というのは無償ということでしょうか。で、他のところも例えば全筆3千円とか全筆で3万円とか具体的に記載がありますので、無償であればそのまま無償と書いてあった方が分かりやすいのかなと思うんですけど。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より回答させていただきます。今藤堂委員がおっしゃったとおり、使用貸借は無償の貸借になりますので、棒線を引かせていただいているところです。今要望のありました、賃借の覧にマイナスではなくて無償という標記をしたらどうかというところは、今後の使用貸借案件が出たときには無償の方が見やすいかとは思いますが、そちらで標記するよう検討したいかと思えます。よろしくお願いします。

○1番委員

分かりました。

○会長

他に何か皆さんからございませんでしょうか。

ないようでしたら採決に移ります。他に何かございませんでしょうか。

(○推進委員手をあげる)

○委員からどうぞ。

〇〇推進委員

開会の宣言のところですね、2名欠席でといわれましたが、多分農業委員会会則第何条何とかにより過半数の出席を得ていますので本総会を開会します、と言った方がいいんじゃないでしょうか。以上提案です。

○会長

事務局からどうぞ。

○事務局

はい。そちらの文言に関しましては会長とも打合せをしてから今後、そういうふうな表現をするかどうかというところを考えたいと思います。

以上です。

○会長

他に何か皆さんからございませんでしょうか。

ないようでしたら採決に移ります

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はいそれでは全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第19号 非農地証明願いについて

続きまして、2. 議案第19号 非農地証明願いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。4ページをお願いします。

【議案第19号 非農地証明願いについて詳細に説明】

一枚お開けください

申請番号1 (申請者) 〇〇〇〇氏。(申請物件) 大字満願寺字〇〇〇〇〇〇-〇。
(台帳地目) 畑。(現況地目) 宅地。(面積) 348 m²です。(申請の理由) 昭和27年農地

法施行以前から宅地であるため。

参考資料といたしまして次のページに位置図、それから別途お配りしています現地確認写真をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の非農地証明願いについて皆さんからご意見等がありましたらお願いします。

（6番委員手をあげる）

6番河津委員どうぞ。

○6番委員

今回の議案第19号についてはですね、私同じく自治会であって、現況は〇〇〇〇さんの住宅で、なぜ昭和27年から転用というか非農地証明が出来ていなかったのかということ、ちょっと事務局のほうで説明をしていただけますかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。本案件につきましては、まず経緯としましては持ち主所有者の〇〇氏から改めて法務局に登記関係の整備をしに行ったところ、こちらの宅地が農地であるというのが改めて判明したので、今回相談に至ったというところの経緯ですね、かなり前に住宅が建っておりますが、改めて法務局に聞いた結果、農地だったということで今回、非農地証明を申請されたところであります。

以上です。

○会長

（6番委員手をあげる）

6番河津委員どうぞ。

そういうことであればですね、〇〇〇〇さんと息子さんとの土地の売買契約とかは終わっちゃうわけですかね。

○会長

事務局説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より回答させていただきます。

こちらがですね農地法施行以前に住宅が建っているということでして、農地法施行以前からですねこの農地は登記上は〇〇さんとありますけど、実際、上の方は〇〇さんの宅地というところになっておりまして、こちら辺の売買につきましても農業委員会を通したとかいう話しの以前の問題であるので、事務局としてもこちらに関しては回答が出来ない状態です、現在の法で農地法以前からもう宅地だったので、農業委員会としては非農地証明願いを出します、という手続きにはなります。

○会長

（6番委員手をあげる）

6番委員どうぞ。

○6番委員

はい。書類の図面を見たときと写真を見たときにですね、事務局の間違いではなかろうかと最初思ったものですからね。ちょっと詳しく聞きたかったわけです。昭和27年から変わっちゃうらんということは私もわからんきですね。それでようございます。

○会長

他にありませんか。

（〇推進委員手をあげる）

〇〇推進委員	〇委員どうぞ。 何回もすみませんが、皆さんが好きな固定資産税はもらいよったか、とかいう件が時々でますけど、昭和 27 年といいますと私が生まれる前の年で、その頃からあったかどうか私は定かで分かりませんが、税法の考えで税務課の方はどのように処理したかは事務局調べましたか。
〇会長 〇事務局長	事務局からお願いします。 事務局より回答させていただきます。
〇会長 〇〇推進委員	こちらの地目につきましては、手元にある資料がですね、昔から宅地であったかという証明のために固定資産税の課税明細書をいただいております。昭和 13 年に建築がされてからその時点から宅地として課税はかけられておりますので、税率上は問題ないというところで判断が出来ます。 以上です。
〇会長 〇〇推進委員	よろしいですか。 だから僕はそれであれば申請の理由にですね、昭和 13 年から宅地として課税評価済みとか、これ備考覧をうまく使ってくださいということで、あまり公表したくなければ隠し立てでもいいです。以上事務局検討の余地があればお願いします。
〇会長 〇〇推進委員 〇事務局長	事務局いいかな。それで。 答えんと。 申し訳ありません。私から一言。 検討はさせていただきます。ただ先ほどから野口も申しておりますとおり、審議、今回の案件も含めまして、審議に必要な部分を最低限の形で情報を載せさせていただいております。その他疑問があった場合の質問等で回答はさせていただくことになります。どうしても内容的にかなり個人情報も含めまして個人の所有地の審議になりますので、簡単に載せたり載せられなかったりというところの検討は必要になってきますので、今後随時検討はしていきたいと思います。 以上です。
〇〇推進委員	わかりました。審議が一週間前ぐらいですから僕がコピーしようと思えばコピーできるんですよ。だから情報を隠しよるというばってん、隠れん材料じゃないですかこれ。その日にもらうなら隠れたになるばってん、もう前もって来れば僕はファミマでコピーします。だからもう隠した方がいいかもしれん。わかりません。それは事務局で判断してください。
〇事務局	事務局のほうから回答させていただきます。 一応ですね農業委員会の制度としまして農業委員さん、推進委員さんにつきましては個人情報の保護というのがございまして、基本的にはこちらから議案をお渡ししてですね回収します、というところの個人情報の保護に関しては農業委員さん、推進委員さんに任命されたときからご協力をしていただくところではございますので、よろしくをお願いします。
〇会長	(4 番委員手をあげる)

4 番穴井委員からお願いします。

○4 番委員 今の件ですが、一応コピーはしないというところでの書類といいますか、議案を送っているかな、というふうに私は判断をしております。

 以上です。

○会長 （1 番委員手をあげる）

 1 番藤堂委員。

○1 番委員 はい。この件についてですけれども、昭和 13 年に家が建っているとか 27 年の農地法とかありますけれども、これって相当昔のことですけれども、地目が畑で現実的に家が建っているということは極端に言えば違法建築という話ですよ。昔のことだからそれでも通用したのかもしれませんが、これって違法な状態がずっと続いているわけですが、これに対する罰則とか別になかったんですかね。

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

 今回私の方から説明するのは農業委員会としての対応について説明させていただきます。

 こういう案件につきましては、非農地証明の事務処理要領として県のほうが定めていまして、その一つの要件として昭和 27 年 10 月 20 日の農地法ができる前からもう非農地であったところに関しては、農業委員会としては、こういう総会の場で審議をしてから非農地証明を出すしか明記はされていなくてですね、農業委員会のほうでこちらに関しては罰則とかというのは事務処理としての対応は入っておりませんので、よろしくをお願いします。

○1 番委員 今回の件も法務局に行って始めてわかったということで、普通の人は日常生活する上で法務局に行って登記の確認とかすることはあまりないので中々気づかないとは思いますが、これとちょっとまた違いますけど、住宅自体がそこに建ってて、固定資産税もずっと町から請求が来るので払ってました、と。でも解体とか壊そうと思って法務局で確認をしたら、その家屋の登記自体がしてなかったという話を以前聞いたことがあるんですね。ですので、その方も昔はこういうのが結構あるらしいもんな、という話しをしていらっしゃったんですが、今回みたいな実際に家が建っているけど地目が畑でしたとか田んぼでしたとか、宅地以外のところに建っているケースというのは、昔のことですから結構あると思うんですが、そのあたりを農業委員会で調査をしてそういう状態になっているお家には勧告するとか、こういう状態になっていますので適正な手続きをとってくださいとか、そういうこちら側から農業委員会側からアピールするような対策というのは今のところ別に何もないのでしょうか。

○会長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局から回答させていただきます。

 そのようなアピールというか農業委員会からのお話としましては、先月ご協力いただきました農地パトロールの時ですね、こういうところに関してはそれこそ農地と書かれているけど実際農業委員さんと見てみたら現況は宅地であったとかですね、他に

は違反転用じゃないかとかですね、そこでまずは農業委員さんが確認いただいたものを事務局が受け取りまして、そこからそういう違反転用として所有者さんに指導するのか、若しくはこういう非農地判断の場合でしたら農業委員としては非農地証明を出してください、というような手続き2パターンが今のところは思いつくところです。それ以外のアピールといいましたら、そういうところがありまして、事務局にご相談のうえ、所有者に確認をしてですね、ヒアリング等是可以かとは思いますが、案件がありましたら、まずは事務局にご相談お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○1 番委員

ということであれば、積極的に動く予定はありませんということですね。まあざっくり言えば。でもこうやって現に畑に家が建っているという件は他にもあるし、その罰則自体はないとはいうたものの、適正な状態に戻すというか適正な状態に持っていく必要というのは当然あると思うんですよね。でも、積極的に動かないというのであれば、もう自分で何とかしてくださいということですよ。

○会長

(○○最適化推進委員手をあげる)

○○委員からお願いします。

○○○推進
委員

だいたい今の藤堂君の質問と同じようなことなんですけど、もしこういう案件が今後出たとして、非農地証明願を出せば処理はできるということですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。そうですね今回の案件ですと、農地法施行前から宅地であったり山林であったり、そういうのがしっかりと証明裏付けが取れるようでしたら、非農地証明願として処理することができます。それ以外にも例えば災害があつて致し方なく農地が非農地化してしまったとか、そういう場合にもこういう形で非農地証明願として対応はしますので、もしそういうご相談とかが委員さんのほうでありましたら私にご連絡いただければと思います。

○○○推進
委員

農地法以前の案件に関してだけということですか。

○事務局

はい。

○○○推進
委員

それですね、これは先ほどの農林課だけの対応ではなくて、やはり税務課も含めた横の繋がりで一般業務として対応ができるんじゃないかなと。でないところいう案件はまた出てくる可能性があるんで、そこへんは業務としての対応を是非お願いしたいな、というふうに思っております。

以上です。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局長

ご意見ありがとうございます。

ちょっと事務局のほうでももう一度パトロールを含めたところの対応の仕方を考えていきたいと思います。ただ、と申しますと申し訳ないんですが、以前私が担当していたときもですね同じように農地パトロール等を行いながら、現地とちょっとおかしいんじゃないか、といったところの調査等を行ったところがございます。ただあくまで個

人の所有地、個人のものでございます。そこに対しての意見というのは農地法をかけたところでのご意見、提案等はできるかとは思いますが、あくまで個人の所有地であることから強く言えないというところもご理解いただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長

他に何か皆さんからございませんか。

(○推進委員手をあげる)

○推進委員どうぞ。

○○推進委員

町長のマイク使いよき町長になったつもりで聞きますが、財務課のほうには地籍調査事業といって国土長官から任命された権限がある調査官がおって、現況課税ということでいけば畑であれ現況が宅地なら宅地にするという権利を法務局から任されているんじゃないかと思うんですけど、その辺は事務局調べたことありますか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局から回答させていただきます。

こちらの件につきましては地籍係と確認済みです。ただその結果ですね地籍調査、こちら満願寺ですけど、結構大分前の地籍調査にはなるんですけど、その時に2、3回ほど現況が宅地、登記は田なので、そのこのところは法務局で登記をし直してくださいというふうに依頼しかできないです。強制力はございませんので、やはりここは先ほど事務局局長がお伝えしたとおり、個人の農地のところではございますので、役場行政としてもお願いしかできないところではございます。

以上です。

○○推進委員

はい。それでは地籍調査で調べたところで、地目が農地になっているところを全部一覧表を作ったら現況が宅地となっているやつを拾い上げれば良いんじゃないですか。

○事務局長

そうですね、そちらの抽出の仕方につきましては、農地の所有者さんともいろいろ確認とか同意をいただいてから抽出ができるかですね、やはりそこら辺に関しても根本としましてはやはり個人の農地ですので農業委員会が勝手に、はい、します。というふうにはできないところではございます。ただそういう要望があったことに関しては事務局のほうで受け止めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○○推進委員

あの、強制的にしようというのじゃなくて、調査の調べ方がそういう調べ方があるんじゃないですか、ということを書いてます。

以上です。

○事務局長

今、野口も申しましたが、あくまで調査は行えるかと思いますが、所有者の同意というのは必要になるかと思います。個人情報ですので。調査したいところの全員の同意が必要になってきますので、簡単に直ぐします、とは言えないところで、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員お願いします。

○1番委員

はい。確かにおっしゃるように個人の土地ではあるでしょうけれども、私もさっき一

回聞きましたけれども、要は町としてやる気があるんですか無いんですかという話しなんですよね。その名義を変えるについては、当然登記を法務局に行って手続きも必要でしょうし経費もかかりますので、最終的には個人の所有者の方の判断ということにはなるんでしょうけれども、こういう違法な状態というか地目が農地のところに家が建ってますよ。お宅のお家はこういう状態になってますよ。という今の現状をお知らせする。で、実際に登記をやり替えるのか手続きするのかどうかは当然個人が判断するでしょうけども、そういう状態、こういう状態になってますよ、というお知らせ自体も今のところ町はやる気が無いということなんですね。それは如何なもんかなと。やっぱ違法な状態、適正な状態でない以上はこういう状態になっていますよ、できれば変更してください、というお知らせぐらいはするべきじゃないのかなと思うんですけど。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局のほうから回答いたします。

先ほど藤堂委員がおっしゃられたとおり、依頼につきましては農業委員会だけの話ではなくてですね、やはりそれ以外の地目、宅地・雑種地・山林に全部言えることかなと思います。なのでそれを地籍係の国土調査、地籍調査のときに地目が変わるところに関しては、地籍のほうから依頼文は届いているはずですよ。なので今回の案件につきましても確認した結果3回、ある程度時期も伸ばしてからの3回依頼はしたが、結局個人さんがされなかったもので、今改めてお話が上がってきたというところではございますので、そこはしっかり庁舎内の横の繋がりとして、所有者さんにはお知らせしているところではございますので、よろしくお願いします。

○会長

よろしいですか。

○1番委員

はい、分かりました。

○会長

他に皆さんからありませんか。

よろしいですか。

(はい。と言う声あり)

それでは採決いたします。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知します。

議案につきましては以上で終了いたします。

○会長

(○推進委員手をあげる)

閉会してからで良いですか。

○推進委員

閉会の前が良いです。

○会長

○委員どうぞ。

○推進委員

私も最適化推進委員を拝命しまして、一年も経っていない状態ですけど、如何に遊休農地を少なくしていくかということは、常日頃より田んぼを見ながら荒れているところがあったらイノシシがおりはせんじゃろかとか思ったりしますけど、そういうのを少しでも解消していくためにですね、観光客をこのきよらホールを土日 to 開放してお

お客様をここに呼び込んで、野菜販売をSMOとか隙間仕事の方たちに売り方をしてもらって、農地はシルバー人材の方が管理機とかで少しずつではありますが耕して、栽培は老人会というかその土地の所有者で良いですが年配の方にしてもらおうと。そしてこれだけの施設を観光客が見たらすごく立派と思うてですね、無駄になっていると思うとですよ。閉めたままでは。だけん日曜日にこのルートも作って、きよらカアサもリンクして野菜を作ったりすれば遊休農地が生かしてくるんじゃないかと考えるわけです。で、議会のほうで産業公社を立ち上げとか他所に見に行っていますけど、そういう産業公社の企業とかにも繋がってくると思うんですよね。別に公社を作ろうと気張らんでも当町にはシルバー人材とかSMOとか隙間仕事を求めている方もいますので、今ある形をうまくリンクさせたらうまく行って、遊休農地が少しでも減っていったらいいと思います。これは一つの提案といいますか農林課だけではできない面もあるかと思いますが、建設課あたりとか他の課もですね農地が作りやすいごつするためには、町道とかぴしゃっと整備したりとか、だけん各課が一応自分たちの役目をですね果たしていけば遊休農地の解消に繋がって行くんじゃないかと。今の時点ではそう考えております。

農業新聞をいろいろ見まして、他所のほうではハラペーニョとかいう作物。これは当然、農林課の担当であれば他所の人がどんなものを作っているとか気にしているはずだと思います。勉強していると思います。野口君には是非とも私の田んぼにですね1年間研修に来てもらって田植えから刈りとりまで僕がやって欲しいと思っております。そうすることによって農家がどのようにして栽培しているかが分かる。それによって販売とかいろんな面を生かして行かれるんじゃないかと思っています。で、佐賀県いや愛知かではサツマイモで耕作放棄地解消とか、でも大仁産業でも菊芋を作ってますね、これ大仁産業が作らんなら大概な荒れ地になっています。作っていることによってイノシシが食べに来たりします。そういう面ではそういう有害獣対策も取りながら、米以外の作物に目を向けてですね売れる品物、どこの町村もそうですけど、うちの町独自の売れる品物を作って、是非とも全国農業新聞で紹介されるような事案をやっていこうではありませんか。

以上事務局に提案してもう今年も終わりますけど、このまま終わりじゃなくて来年に向けての方針でも良いですからそういうふうにやっていこうじゃありませんか。

○会長

事務局からどうぞ。

○事務局

○委員からの貴重なご意見ありがとうございます。

今のお話ですね、やはり今おっしゃられたとおり農林課、農業委員会だけでは中々難しい話かと思いますが、今いただいた意見に関しましては、農林課とあとは関係各課とですねしっかりとお話を受け止めてから検討はさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

(事務局長手をあげる)

事務局からお願いします。

○事務局長	特産品という絡みで一点だけですが、9月の議会の中で補正で予算に上げて今取り組み始めたところではございます。特産品の開発ということでですね、今農政系のほうでは検討させてもらっております。まだしっかり決めていないところですが新品種とか含めたところですね、この町のほうに沿ったようなといいますか、簡単に言えば売り上げが上がるような品目が何かできないかというところで。
○○推進委員	いやこの建物を解放するべきと僕は思います。
○事務局長	そうですね。ご提案いただいた分で検討をというか協議は進めていかなければ行けないと思います。
○○推進委員	他所の人が見たらびっくりすると思うよ。これ。
○事務局長	簡単に言えば申し訳ございません。ここを解放するとなれば職員が一人じゃない。やはりどうしても配置をすることになります。
○○推進委員	仕切ったりしてから改善が必要たい。これは絶対受けるというか素晴らしいと思うよ。これ。
○事務局長	勿論ですね。やはりここを管理している総務課。イベントをするとすればSMOであればまちづくり課。総括的なところで総務課、まちづくり課と農林課とまず協議をして、どういった使い方をするとといった話し合いがどうしても必要になりますので、すぐ来月からというふうには行かないんですけど、勿論ありがたいご意見ですので前向きに協議していきたいなと思っております。
	以上です。
○○推進委員	はい。自分で勝手にですねMSSK計画、南小国を消滅させない計画プランということで、南小国を消滅のS、させないのS、で計画。MSSK計画。
○会長	ちょっといいですか。全く農業委員会とはかけ離れた事ですので、このあたりで総会を閉会します。
	これで11月の定例総会を閉会いたします。
	ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年11月11日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 8 番委員

署 名 委 員 1 番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎
本 誌 表 紙 共 枚